

新紙幣発行に係る情報について（お知らせ）に関する追加情報（その9）

在留邦人の皆様へ

たびレジに登録された皆様へ

2017年1月2日

在インド日本国大使館

昨年11月8日夜に発表された旧高額紙幣（旧500ルピー紙幣及び1,000ルピー紙幣）の無効化並びに新500ルピー紙幣及び2,000ルピー紙幣の導入に関し、昨年12月30日・31日にインド政府が新たにプレスリリース等を発表しましたので、以下の通り概要をお知らせします。

1 旧高額紙幣廃止に係る大統領令

旧高額紙幣廃止に関する大統領令の内容に関し、昨年12月30日に財務省及び法務省（Ministry of Law and Justice）が、31日にRBIがプレスリリース等をそれぞれ公表しておりますところ、主な内容は以下の通りです。

（1）2016年11月9日から12月30日までに、旧高額紙幣の銀行口座への預け入れができなかった者に対し、一部のRBI支店において、旧高額紙幣と交換を行う機会を与える。但し対象者は、上記期間中にインド国外に滞在していた、インド国籍保有者（3月31日まで交換可）及びインド国外に居住するインド人（6月30日まで交換可）に限られる。

（2）2016年12月31日以降、旧高額紙幣の所持、流通、受取を違法とする。但し以下の場合等における旧高額紙幣の保有は、対象外とする。

ア. 猶予期間（grace period）中における旧高額紙幣の保有

イ. 猶予期間終了後における、①合計で10枚以下の旧高額紙幣の保有もしくは、②研究目的等での25枚以下の旧高額紙幣の保有

（当館よりインド政府に確認したところ、猶予期間は、3月31日までを指すとのことです）

罰則は、10,000ルピーもしくは、所持する旧高額紙幣の金額の5倍の、どちらか高い方が罰金として科される。但し、企業において、当該違法行為を行った場合であっても、善意（知らなかったこと）によるものであることや、あらゆる適切な注意（all due diligence）を事前に払っていたことが証明される場合、罰金は科されない。

2 ATMにおける引き出し上限額の見直し

ATMでの現金引き出しに関して、昨年12月30日にRBIが通達を公表し、1月1日以降におけるカード1枚当たりの上限は、1日2,500ルピーから4,500ルピーへと引き上げられました（但し、銀行口座からの1週間当たりの引き出し上限は、24,000ルピーまでで変更

はありません)。

今後もインド政府より新たな通知が発出される可能性があります。最新の状況は下記ウェブサイトにてご覧頂くことができます。

○インド財務省：<http://www.finmin.nic.in/>

○インド準備銀行：<https://www.rbi.org.in/home.aspx>

なお、当館では、昨年 12 月 1 日以降、旧高額紙幣（500 ルピー及び 1,000 ルピー）は受付けておりませんので、ご留意願います。

手数料お支払いの際には、釣り銭のいらぬようご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

○在インド日本国大使館

50-G Shantipath, Chanakyapuri, New-Delhi

電話：+91-11-4610-4610